

第十三章 「新しい自由経済」の探求

第四次中東戦争を契機とするアラブの石油戦略の展開は、石油の供給量削減および原油価格の大幅引上げを通じて、世界経済に激甚なショックを与えた。資源・エネルギーを海外に依存することの圧倒的に多いわが国にとって、その影響はとくに顕著であった。その一連の過程は「石油危機」と呼ばれた。

一九七三年（昭和四十八年）十月六日、第四次中東戦争が勃発するや、O A P E C（アラブ石油輸出国機構）は十七日、クウェートで開いた緊急石油大臣会議で、石油を政治的武器として利用するため、石油の供給制限に踏み切ることを決定した。この線に沿って十一月四日、アラブ諸国は産油量を一律二五％カットすることを申し合わせたため、世界の石油需給の逼迫は決定的となった。

本篇 「進歩と調和」の求道者として

第十三章 「新しい自由経済」の探求

これと相前後して十月十六日、OPEC(石油輸出国機構)の湾岸六カ国はクウェートで石油大臣会議を開き、原油の公示価格を一挙に七〇%アップすることを、一方的に発表し、さらに十二月二十二、三両日のテヘラン会議では、新価格をさらに二倍以上に引上げ、七四年一月一日から実施する旨の決定を行なった。これによって原油公示価格は、一年前の七三年一月に比して約四・五倍に急騰することとなり、供給量の削減と相まって、世界経済は未曾有の「石油危機」に直面することとなったわけである。即ち、石油輸入国の国際収支・物価・スタグフレーション・失業・産業構造問題から、やがては「オイル・ダラー問題」など、困難な諸問題の生起が、現実的に予想されたのである。

資源小国・日本の打撃は直接的であった。エネルギーとして、また原料としての石油の全産業に占めるウェイトに照らしても、このことは明らかである。企業も消費者大衆も、にわかには浮き足立った。異常な「モノ不足」時代の到来が必至と見て、また先行き値上りを予測して、企業は売惜しみ・買占めにまわり、消費者は買いあさり・買いだめに狂奔した。需要期入りの灯油・プロパンガスなど家庭用燃料、自動車用ガソリンなど石油製品そのものは勿論、石油化学系の日用必需物資から洗剤・トイレットペーパー・調味料にいたるまで、モノ不足現象が連鎖的に爆発し、国民生活の根底が不安に揺らいだのであった。この間、十一月月上旬の卸売物価は十日間で三%強、一カ月で一〇%以上の急騰ぶりを記録し、消費者物価は品目によっては捕捉できないぐらいで、まさに「物価狂乱」の様相が現出されたのである。こうした現象が、国民大衆の「企業行動」に対する不信感を、いやがうえにも高めたことは、いうまでもない。

政府は事態の急激な進展に対処するため十一月十六日「石油緊急対策要綱」を閣議決定し、国民的規模におけ

る石油・電力の節約運動を起すとともに、企業に対しても、その線に沿う強力な行政指導を展開する方針を打ち出した。また十二月初めには、「石油緊急二法案」即ち、「石油需給適正化法案」および「国民生活安定緊急措置法案」を閣議決定し、八日国会に提出した。前者は、石油の供給・消費について政府に強制的な規制権限を与えるものであり、後者は、石油危機に伴う「モノ不足」に物価騰貴を抑制するため、生活関連物資・重要産業物資について、政府に価格統制権を与えるものであった。「緊急二法」の成立をまって、政府は十二月二十二日「緊急事態宣言」を告示するとともに、「国民生活安定緊急対策本部」の初会合を開き、石油・電力節減のための規制強化方針を決定した。これは「対策要綱」に基づく行政指導中心の規制から、法的強制権による規制強化への移行を示すものであり、まさに緊急的な「統制経済」の出現を意味したのである。

これらの緊急施策と平行して、需給ギャップの拡大を防止するため、財政金融面でも、従来 of 総需要抑制策の線上において、一層きびしい引締め政策が推進された。十二月二十二日、政府は昭和四十九年度の経済成長率（実質）二・五％という「経済見通し」のもとに、緊縮予算の大蔵省原案を内示した。「高成長」への決別を、経済界は現実に意識したのである。

「狂乱物価」は昭和四十九年春に至って、沈静化した。しかし、インフレ再燃を恐れる政府は、総需要抑制の基本政策を堅持した。同年十二月十三日、政府は四十九年度「経済見通し」の改定試算を公表したが、それによると、実質経済成長率はマイナス一・二％と、戦後初めての「マイナス成長」が予測されたのであった。

一方、この時期において、世界経済的には、次のような大きな変動が見られた。

一、「石油危機」後、世界経済は異常なインフレ高進と国際収支の著しい悪化に加えて、戦後最大の不況に見

舞われた。

一、とくに国際収支面では、石油輸出国の大幅黒字と石油消費国の大幅赤字が記録された。数字で見ると、七四年（昭和四十九年）には、先進工業国が一四〇億ドル、中進国が一〇億ドル、発展途上国が二六〇億ドルのいずれも赤字となった反面、石油輸出国は六五〇億ドルの膨大な黒字となった。

一、かつては発展途上国の赤字は、先進工業国の経済協力を通じての資本移動によって、相当程度に補われたのであるが、「石油危機」後は、途上国の大幅な赤字拡大にも拘らず、先進工業国の経済協力が困難となり、「南北問題」を尖鋭化させるのに働いた。また石油輸出国の巨額の黒字が、赤字国に還流する方が定まらず、世界の国際収支は著しい不均衡に陥った。

このような世界経済の異状現象は、傾向として、日本経済にも当てはまったわけである。即ち、日本も国際収支の赤字が大幅に拡大すると同時に、国内経済はインフレと不況の共存という「スタグフレーション」現象が顕著となった。また東南アジア諸国からは、経済協力あるいは必要資材輸出の停滞に対する不満の聲が高まったのである。

「石油危機」の全過程を通じて、経済同友会の「経営者」は、何を体験し、何を考えたか。まず経済運営の基本について重大な関心を寄せたことはいうまでもないが、何よりも重要なことは、企業の「社会的主体性」について深く顧み、「新しい自由経済」の確立に向かって決意を新たにしたことである。「狂乱物価」時代における錯乱的な企業行動とそれに起因する「企業不信」の風潮の高まり、あるいは異常事態収束過程における緊急的な政府

の市場介入、ひいては時限的とはいえ経済統制的立法の出現を招いたこと——これら相次ぐ不本意な事態の継起が寄って、**「同友会精神」**の根底を揺さぶり、奮い立たせたのにほかならない。

一 「石油危機」に新たな決意

——緊急提言と四十九年「年頭見解」——

「石油危機」の勃発とともに政府は昭和四十八年十一月十六日、前述のように、「石油緊急対策要綱」を決定したが、その内容は次のような厳しいものであった。

- (1) マイカーの使用自粛・週休二日制実施など国民的規模での石油・電力節約運動を起こす。
- (2) 十一月二十日から十二月末まで、行政指導により産業界など大口需要家の石油・電力消費量を十月実績対比で一〇%カットする。
- (3) ガソリンスタンドの休日営業を取り止め、レジャー消費を規制する。
- (4) 国民生活・国民経済安定のため、政府に統制権限を与える緊急立法を十二月の通常国会に提出する。
- (5) 石油の供給カットに伴う諸物資の需給逼迫と物価上昇を回避するため、総需要の抑制を強化するとともに、投機防止法の適用品目を拡大して、便乗値上げと不当利得を防止する。
- (6) エネルギーの供給確保のため、外交努力と新規エネルギーの開発を促進する。

政府は、この「要綱」決定と同時に、官庁における石油・電力の節約実施要綱を決め、即日実施した。また十

一 「石油危機」に新たな決意

第十三章 「新しい自由経済」の探求

九日には、「要綱」に基づく大口需要家向けの「行政指導要領」を定め、二十日から実施した。政府は、これらの措置をもって「第一段階の規制」とし、さらに四十九年一月からは、法的強制力を背景とする「第二段階の規制」に移る構えを見せたのであった。まさに一朝にして、経済社会の基盤が一変した感じであった。

十一月十六日の幹事会で、木川田一隆代表幹事は「石油危機」に対する同友会の姿勢について、次のように問題を提起した。

「このたび勃発した石油問題は、石油製品の価格上昇のみならず、エネルギーとして石油を使用する産業のモノ不足に拍車をかけ、物価高騰を一層促進させている。

中東紛争が必ずしも短期に解決するという見通しが立たず、石油の量的制限が依然として続く以上、四十八年度下期以降、わが国にはかつてなかった程の供給力不足経済が出現することになる。そして、総需要抑制が進まなければ、政策は現在のような自主性を尊重した自爾的要請に止まらず、やがて法的強権を伴って発動されるであろう。

また国際収支の動向を見ても、円が次第に価値を下げきており、これが物価高騰の一因となっている面も見逃せない。

かつてわれわれが経験したことのない産業上・社会上の諸問題が山積する。この憂慮すべき時期に当たり、われわれは企業人として、また産業人として、いかに対処すべきかを『提言』としてまとめ、世に問う必要があると思う。」

これに対して、次のような意見が述べられた。

一、最近の国民的風潮には、物的豊かさに甘えて、モノを大切にすることを薄れてきている。このような時に石油危機の深刻な実態を知らせることは、非常に大きな衝撃を国民に与えることになるため、政府は政治的配慮を加えているかも知れない。しかし、実態は急速に悪化しており、国民の認識とのギャップが広がりがつある。このため、統制的な法令による規制が始まれば、社会的にきわめて不安定な状態を生み出し、国民生活を大きく混乱させることが危惧される。

一、参議院選挙を控えて、政府が強いリーダーシップを発揮できない以上、産業界が主導して、この難局を乗り越えていくべきである。そのため、自らコントロールできるところは率先して行ない、節約の範を示していくことが肝要である。それには、今の大衆の生活感情を十分つかむことが先決であり、過去の生活体験をそのまま押しつけても、大衆から遊離するだけである。そして、現在の生活体系の中で真に必要なものと、そうでないものとを分けることが、早急に検討されなければならない。今回の石油危機は、リーダーシップの取り方がいいかんでは、産業界が国民から信頼を得るチャンスだと思う。

一、現在直面している問題は、換言すれば、日本人がどれだけの英知と意欲を持っているかが問われていることとであり、当面をうまく切り抜けることよりも、長期的な対応策がとれるかどうか、ということが問題とされるべきである。なぜならば、エネルギーの世界的な需給調整のシステムが正常化するには、きわめて長い期間が必要であろう。この間に苦しむのは日本だけでなく世界全体であり、ここで日本がどの程度、これに耐えうるかが現在問われているというべきであろう。

第十三章 「新しい自由経済」の探求

この意味で中東紛争は、日本が将来必ずぶつかるであろうエネルギー危機を早めただけであり、中東紛争が終っても、基本的解決にはならないと思う。

同友会は、四十八年十一月二十二日と二十八日の二回にわたる「政策審議会」で検討の結果、二十九日『石油危機克服の緊急対策』と題する提言を発表した。

「提言」は、このように訴えた。

「昨年来のインフレの進行に加えて、このたび石油問題の発生を見、しかも、その前途は楽観を許さず、わが国は今や戦後最大の難局に立たされている。

このまま推移すれば、物資不足の進行とインフレの加速化を招き、経済成長の急激な低下も避けられず、産業のみならず国民生活も、深刻な危機に陥る恐れが大きい。

いうまでもなく、直面している危機は、長期的に見て供給不足時代に入ったことを意味し、従来的高度成長から安定的秩序形成への政策転換を迫るものである。

同時に全国民は、省石油・省資源の中の生活に切り換えてゆく自覚を固めねばならない」

次に「提言」は対応策として、「政府」に対して総需要抑制のための財政・税制的措置その他緊急施策を要請したのち、「産業界ならびに企業」に対しては、緊急事態打開のため、「政府の方針に協力する」とともに「社会的公正の確保を期して自主的に」次の諸方策をとることを提案した。

(一) 総需要抑制の一環として、ビル建設・設備投資等を自粛する。

- (一) 生活必需物資の円滑な供給について、業界協力体制を整え、各企業は強力に増産計画を推進する。
- (三) 物価安定には最大の努力を払い、コスト上昇を安易に製品価格に転嫁することなく、極力企業努力による吸収を図るとともに、流通面における実態把握を怠らず、所管官庁と協力して適切な価格安定措置をとるよう努力する。また、物価・商品情報を適時に消費者に提供し、消費者の安心感の醸成に努める。
- (四) 石油多消費型製品の他製品への代替に取り組むほか、過度な広告宣伝活動を自粛し、社内での節約運動をも推進する。

そして、末尾の項で、「本会会員は、以上の方向に沿って業種業態に応じ、危機打開のための行動をとると、注意を喚起した。」

最後に「提言」は、国民大衆に対して、次のように呼びかけた。

「国民福祉の増進のためには、限られた資源の活用こそ重要な条件であり、国民各層が石油・電力のみならず、すべての物資を大切に取扱いとともに、節度ある消費行動をとらねばならない。」

また利己的行動は、かえってインフレ促進につながることを自覚し、買占め・買急ぎ等は戒むべきである。「提言」は、次の言葉で結んでいる。

「長期的に見ると、わが国経済の体質ならびに国民生活の在り方を改善するうえで、これまで求めて得られなかった好機でもある。この石油危機を、省資源下における新しい福祉社会建設のための契機とすべく、われわれは、禍を転じて福となす気概をもって、積極的に対処しなければならない」

経済同友会は明けて昭和四十九年一月十日、経団連・日商・日経連の連名で、『当面の経済緊急事態への自粛決意』と題する共同声明を発表した。

「決意」の内容は、次の三項目に示され、最後に、「われわれ経済四団体は、この自粛決意の主旨を、それぞれ傘下の団体、企業の末端にまで浸透・徹底し、その実現を期し、もって自由経済の基本を守りつつ、最大限の社会的協力を行なう」旨を記した。

(一) この際、製造業界ならびに流通業界等を含めて各企業は、燃料・原材料等の値上がりを経営面における合理化によって吸収し、商品価格へのハネ返りを極力避ける。いわゆる「モノ不足」の事態にかんがみ、企業活動に常に反省を加え、いやくも原料ならびに製品の買いだめ・売借しみ・便乗値上げ・駆け込み値上げなどと非難されるがごとき行動を、厳に自制する。

(二) 総需要抑制の一環としては、広く国民の理解と協力を得て、消費を美德とする風潮を改め、節約を徹底することが特に重要であるが、われわれも率先して、その実行に努力するとともに、賃金・物価の悪循環を来さぬよう努める。

(三) 対外信用・友好関係を保持するため、輸出既契約の遂行を期する。

一月十七日、同友会は月例の自由民主党三役との懇談会を開いた。席上、同友会側から、「現在政府が進めている総需要抑制策は、インフレが収束するまで継続すべきであり、安易に緩和したりすれば、かえって事態の悪化を招く。そして、真に政府がインフレに取り組んでいる姿勢をとることこそ、国民の信頼を得る道である」と

強調した。これに対し自民党側は同意し、「趣旨を総理に伝え、十分検討する」と述べた。

経済同友会は四十九年一月十八日、『非常事態下の企業の決意と行動』と題する「年頭見解」を発表した。これは「政策審議会」（委員長・松澤卓二幹事）を中心に、前年十一月以来七回にわたる討議を経て作成された原案に、前記一月の幹事会でさらに一部修正のうえ、ようやく成案にいたり採択されたものであった。自由経済と政府の統制経済的動きの関係、コストの上昇と製品価格への実現の問題など、経済あるいは経営の根幹に触れる諸点をめぐって、見解が種々に分れ、調整が困難であったからである。そのことは、黒川久政策審議会副委員長の提案理由説明における次の言葉でもわかる。

「政策審議会において、年末・年初数回にわたる原案検討で提起された意見は、相当幅があり、中には対立するものもあった。そこで最終的には正副代表幹事と意見調整を行なった。その結果、情勢が流動的なため『現時点での見解』ということで取りまとめられており、原案は例年より短い文章になっている」

また松澤政策審議会委員長は前年十二月の幹事会で、「年頭見解」の基本姿勢に関連して、「とにかく昭和四十九年は、石油危機を通じて経済の軌道修正を行なうべき年であり、企業・個人・政府が一体となって、あらゆる問題を考え直す必要のあることを銘記すべきである」と、強調した。

「年頭見解」は、「当面する事態」の厳しい認識に立って、「四十九年経済への課題」を次のように設定している。

一、従来の高度成長を目指した経済運営が今や決定的な転換を余儀なくされているという事態認識の上に立っ

第十三章 「新しい自由経済」の探求

て、わが国経済の在り方を根本的に見直すとともに、その体質・構造を变革させる。

一、当面最優先の問題として、国民参加のインフレ防圧を積極的に展開する。そのためには、基本的には総需要抑制政策を目的達成に至るまで強力に推進しなければならぬ。

一、総需要抑制策の強力な推進の上に立って、市場機構の長所を最大限に活かしつつ、時代が求める省資源・省エネルギーの産業構造を樹立するための資源配分を実現する。

一、国際収支の均衡を目指した新しい対外経済政策の展開を図る。当面、石油価格の異常高騰による国際収支への圧迫が非常に大きいという事態に即応し、総合的見地に立って、新しい均衡の道を見出してゆかねばならない。

一、世界の中の日本として、国際協調を推進することが重要な課題である。とくに開発途上国に対するわが国の輸出は、当該国の経済成長・国民生活の安定に不可欠のものとなっていることを銘記し、国民の理解を求めて、東南アジア諸国などに対する必要資材の確保や、産油国に対する経済協力には万全の努力を期すべきである。

「見解」は次に「企業の自覚的行動」について、「わが国経済社会が重大な岐路に立たされている今日、自由経済の主体たる企業に課せられた社会的使命と責任はきわめて大きい」との立場から、次の諸点を挙げた。

一、資源高コスト時代に即応するため、高成長・インフレ依存型の企業体質を改善するとともに、省資源・省エネルギーの産業構造の確立に取り組む。そのため、生産・販売など経営計画全般を根本的に見直すとともに、安易なインフレ・マインドに流れやすい借入れ依存の企業体質を改変すべきである。

一、不当な利益をもたらすような過大な値上げ、売惜しみ、買占め、不当なカルテル活動などを厳に慎しむとともに、国民の生活不安を除くため、生活必需物資の確保に、資材配分その他万全を期すべきである。また、過剰消費を誘発しがちな広告活動を自粛し、新しい時代の国民生活の確立に、側面的に貢献することが肝要である。

一、新しい時代感覚に立った地道な貿易振興の道を見出すとともに、不急の海外投資を自粛し、民間の立場からする経済協力については、幅広い技術協力を中心に展開を図るべきである。

また、資源・エネルギーの不足に伴って、海外で割高な資源の買いあさりに走ることをないよう留意しなければならぬ。

一、東南アジアなど開発途上国に対する必要資材の供給については、業界使節団の派遣などによる現地情勢の確な把握に基づき、最善を尽くすとともに、わが国経済の実情についても十分な理解を求めることが必要である。

「年頭見解」が発表されてから一カ月後の二月十八日、松澤政策審議会委員長は「見解作成過程の問題点」その他について、率直な感想を語った。「見解」と同名のテーマを掲げて東京で開かれた「第二十三回地方中堅幹部研究セミナー」においてである。趣旨は、こうである。

一、作成段階で最も激しく論議されたのは、新しい価格体系の樹立をめぐることであった。資源価格の高騰はすべての価格体系に影響を与え、便乗等の不当な値上げとは本質的に異なる、やむを得ない価格上昇をもたら

第十三章 「新しい自由経済」の探求

す。石油コストの上昇を価格に反映させ、消費者行動の調整、低廉な代替財の登場の促進を通じて、産業構造の転換を図ることが現下の急務であるが、「値上げ即悪」という風潮が強いため、「見解」からは削除した。しかし、インフレの高進の中で、早く新価格体系を確立し、価格の安定を図ることは大切である。

一、統制経済的志向と価格メカニズムの活用という、相反する概念の調整も困難であった。「今こそ価格メカニズムを活用し自由経済を貫くべきだ」という主張と、「最少限の統制はやむを得ない」という主張に大きく分かれたため、この点は「見解」に盛り込まなかった。

一、「見解」の評判は必ずしも良くなかった。その原因は、「先取り感覚が欠けている」「経済四団体自粛宣言の精神論の域を出ていない」「抽象的一般論に終始し、具体的な議論が欠落している」という批判に集約できる。

ただ「総需要抑制を目的達成まで堅持すべきである」「危機を構造的転換点として捉えている」などの諸点は、評価されている。

要するに、具体的問題に直面した時に、経済界がどのように対処するかが注目されているといえよう。

一、今回の「見解」作成に当たって感じたことは、具体的提言がいかにもむずかしいか、ということである。経済同友会は各業界・企業の経営者が参加しており、危機に対する反応や対応策も大きく異なっている。提言する以上は、各企業が実行せねばならないし、いわゆる「格好の良い」提言は、実現性に乏しいことが多いからである。

一、私は、企業は社会性を重視せねばならず、自由経済体制を守るために企業はいかに行動するかについて、

いまこそ各々の企業の立場で考えねばならないと思う。とくに最近、市場経済に対する政府の介入度合が強化されつつある。これらを排除するためにも、自由企業存立の理念を実行することが大切である。

「石油危機」を契機とする経済基盤の変動が、日本経済の物質的・精神的根幹をいかに大きくゆさぶったかが、「見解」の作成過程に、そのまま反映されたことを物語る松澤委員長の感懐であった。

二月四日夜、千代田区永田町の首相官邸で、物価問題に関する田中角栄首相はじめ全閣僚と経済界との懇談が行なわれた。同友会からは木川田代表幹事はじめ、長谷川周重・菊地庄次郎・村本周三・河合良一の各副代表幹事、山下専務理事の六名が出席した。

会談は二時間半にわたり、当面の物価問題について意見を交換したのち、次の「申し合せ」を行なった。

「政府は、強力かつ総合的な施策を断行し、現状を改善して国民生活の安定を図る方針であり、加えて、その実現のためのあらゆる国民階層の理解協力と参加を求めている。よって

一、現在、一般物価の異常事態を早期に鎮静するため、経済界は、自由経済の基盤に立って政府の適正な施策に全面的に協力する。不当利益とみなされるものに対しては、政府は厳正な措置を講ずべきである。

二、企業は、社会的公正の姿勢を明確にし、国民の信頼を保持することに努めるとともに、政府が必要に応じて行なう在庫調査等については、経済界も積極的に協力する」

木川田代表幹事は、二月十五日の幹事会で、この懇談の模様について、次のように報告した。

一、まず田中首相は、物価の現状について、「最近の卸売物価は、消費者物価を上回って三〇%以上の狂騰ぶ

第十三章 「新しい自由経済」の探求

りを示しており、その抑制には今までにない強力な措置が必要である」と述べ、「政府としては強権発動による民間経済への介入は極力避けたいが、それには経済界の協力がぜひ必要である」と強調した。

つまり田中首相は、「先高を見越した便乗値上げなどの反社会的行為を続けると、自由主義経済体制そのものの崩壊につながる。そこで、この際企業は、石油危機以前の価格に戻ってコスト計算を仕直し、創造性・合理性を発揮して、コスト上昇の自己吸収を図り、その上で新しい価格形成を行なうなどして、政府の施策に協力してほしい」との考えであった。

一、さらに首相は、「経済界の協力が得られない場合は、企業経理への介入・株式の時価発行停止・他企業の株式保有の制限など、統制経済的措置をとらねばならなくなる」と言明した。

これに対し経済界側としても、「現在の物価高騰を沈静させるには、官民が協力して、この緊急事態に対処することが必要である」との考え方を示した。

福田赳夫蔵相はじめ中曾根康弘通産相、内田常雄経企庁長官らも、今の狂乱物価の沈静は最優先課題であり、反社会的値上げは十分慎んでほしい、との考えであった。

一、以上が懇談会の大要であるが、危機克服に当たって、政府が国民に呼びかける第一歩として経済界と懇談し、危機の認識を深めて官民協力姿勢を打ち出したことは、評価すべきであろう。

木川田代表幹事は、この報告のあと、難局下における同友会の基本姿勢について、次のように発言し、新たな決意を促した。

「経済同友会は十数年来、社会と企業の調和、社会福祉に奉仕する企業活動といった観点から、社会的責任論

を展開してきたが、今ほどその実践の必要性を感ずる時はない。しかるに、物価高騰の中で企業の反社会的考
え方・行為が顕在化し、社会の批判を浴びていることは非常に残念であり、社会的責任の認識が不足してい
たという反省をせざるを得ない。今日、企業が社会からの信認を取り戻し、新しい自由世界をつくるための基
本的課題は、従来の自由経済体制の変化に即応した社会と企業との調和といった観点から、社会的責任をい
かに実践するかにある。

企業が創造力を発揮し、コスト上昇を極力自己吸収した上で、適正利潤を求めた価格形成を行なうのは当然
であり、そうした形での妥当な値上げは社会的に容認されるであろう。しかし、現在は便乗値上げなど反社会
的行為が表面に出ているため、本来妥当な行為までも反社会的とみなされるほど、社会的感情は高まってい
る。こうした情勢の中でこそ、経済同友会は本来の理念を再確認し、社会的責任を實踐すべきである」
そして最後に、木川田代表幹事は、「社会的責任は、新しい自由経済の行動基準であり、企業目標である」と
力説したのであった。

二 「自由企業の前進」へ

——「同友会理念」の新展開——

経済同友会の昭和四十九年度通常総会は、四月二十四日、日本工業倶楽部で開かれた。開会に当たり、宮田裕
也幹事は次のように力のこもる挨拶をした。

二 「自由企業の前進」へ

「いまや、あらゆる観点から真剣な反省が求められている。国内的に国際的に、自由主義経済の基盤を揺るがす重大な事態に直面しているといっても過言ではない。

こうした中で、いまここに経済同友会の創立時を想起する。創立時の諸先輩は、混乱と窮乏を前にして、英知と熱情をもって困難を切り抜け、経済社会の発展に貢献された。私はいま諸先輩に学び、改めて全会員が英知と熱情をもって同志的結合を期していけば、事態の克服は決して困難なことではないと確信する。

開会に当たり、全会員の英知と熱情の結集を訴えたい」

この総会で、木川田一隆代表幹事は、『自由企業の前進のために——社会的主体性の確立』と題する「所見」を述べた。

「今日、わが国経済社会は試練の嵐の中に立たされており、改めて自由経済としての発展秩序を根本から見直すべき重大な時を迎えている。かかる時に当たり、われわれは自由企業の経営者として、いまこそ自由の根源たる主体性についての今日的あり方を厳しく問い直し、その実現に向かって立ち上がらねばならないと思う」

「所見」はこのように冒頭し、次いで「自由の危機と主体性」について、次の諸点を指摘した。

一、昨今のわが国経済を見るに、ややもすれば古典的な自由経済の立場にとらわれ、主体性の発揮も自己本位に流れ、いたずらに個別の経済合理性を追求して、社会全体の福祉と発展への配慮を欠く恐れが多い。

このため、企業の主体性を制約する法制・制度が取りあげられ、さらに企業告発という事態も見られるに至っていることは、まことに憂慮すべきである。

一、折しも今日、わが国は昨年来の石油危機に端を発する、いわゆる世界的な価格革命に直面しており、新し

い価格体系への適応・調整過程にある。これを自由経済・自由企業のもとにおいて、いかに円滑に進めるかが、われわれの当面する大きな課題である。このような条件整備なくしては、わが国経済が今後、安定成長路線に乗って順調な発展を遂げていくことはおぼつかない。

一、かかる重大な時に、自由企業が社会性の側面を忘れて、いたずらに企業と社会の摩擦・対立を激化させるようなことになるならば、新価格体系への移行はもとより、時代即応の経済新秩序の確立も困難となる。また、政府の経済活動に対する直接介入を大幅に招くこととなり、ひいては自由企業の存在すら危うくなる恐れがある。

一、われわれにとって主体性の喪失は、自由企業の終焉を意味するものであり、恐らく、その時には自由社会もまた存在しなくなるであろう。その意味で、われわれはいま大きな自由の危機に逢着しているわけであり、人間本来の人間性を尊重する自由のために、自らの主体性を守ることの重大性に、深い自覚を持たねばならないと考える。

「所見」は次に「社会的主体性の確立」について、社会性に立つ経済合理性の追求、社会的な自覚に立つ価値判断基準の確立、あるいは政府による社会的な枠づくりの近代化、などを強調するとともに、それらを現実面で捉えて、次のように注意を喚起した。

一、現下のインフレ問題について見ても、自由企業がただ安易にインフレ的環境に追随し、インフレ・ヘッジを図ることに汲々として、インフレ阻止への国民的努力に主体的に参加していく基本的態度を欠くならば、

国民は自由企業制度に失望し、企業に対する社会的信頼などは、到底望むべきもない。いわんや便乗値上げ・

第十三章 「新しい自由経済」の探求

インフレ利得を追って、自由企業本来の創造的利潤追求の努力を軽視するようなことがあるならば、それはまさに自由企業としての自殺行為以外の何ものでもない。

一、いまこそ自由の経済的担い手としてのわれわれは、自由企業としての新しい時代にふさわしい社会的主体性を確立し、企業レベル・産業レベル・地域レベルのそれぞれの領域において、インフレ問題はもとより、環境・公害問題、土地問題、さらには国民福祉の問題など広い分野の問題について、自由企業の英知と活力をもって、積極的に対応していかねばならないと思う。

一、われわれは企業中心・企業一家的な発想を一掃して、企業の存在ならびに発展が社会とともにあるのだという自覚を、一人一人の従業員の末端にまで浸透・定着させねばならない。先頃、東南アジアにおいて見られた日貨排斥・日本企業への反発も、結局わが国企業のこれまで見られた企業本位の古い経営体質が、そのまま海外に引き継がれて、現地社会への理解を欠いたことに由来するものと思う。

「所見」は最後に、「われわれの覚悟と決意」について述べた。即ち、「現代自由企業の主体性は、各企業がその経営を通じて自覚し、実践していつてこそ、経済界全体の中に浸透し、ここに初めて自由経済の眞の基盤が形成されることとなる」との観点から、次の諸点に対する経営者の全面的な機能の發揮を訴えた。

(一) 相互依存の密接化と利害関係の複雑化する現代社会の中で、企業がその主体性の發揮を図っていくためには、われわれ経営者が単なるテクノクラートとしての存在に止まることは許されず、社会的調整者としての十分な機能を果たしていかねばならない。

(二) そのためには、われわれ経営者は個々の企業の殻に閉じこもることなく、広い視野に立って、いわゆるス

テイツマンの問題意識と発想を身につけることが必要である。

(三) われわれ経営者は、国民的課題に進んでチャレンジする気概をもって、広く各方面の人々と手を携えて、現代社会の病弊を取り除くための行動に積極参加していく必要がある。

(四) われわれ経営者は、現下の急務であるインフレ沈静のため政府に協力し、国際的なエネルギー資源価格の急騰ならびに環境問題などによる、いわゆる価格革命に対処し、企業の総力を挙げて社会性に立つ生産性向上により、インフレ要因を自己吸収することに努め、新価格体系への移行を可及的速かに進め、新しい経済秩序の確立を目指さねばならない。

(五) われわれ経営者は、企業と社会との調和関係を樹立すべく、人間中心のコミュニティの繁栄を目指した公共の哲学を、企業のうちに打ち立てねばならない。

この通常総会で、藤井丙午副代表幹事は参議院議員選挙立候補のため辞任した。

今里廣記・藤井丙午の両幹事は、終身幹事に推薦された。

五月十七日の第一回幹事会で、副代表幹事の補充として、「若手からの起用」の声に応え、石川六郎幹事（新自由主義推進委員会委員長）が選任された。また「経営方策審議会」委員長には河上健次郎幹事が、「社会開発委員会」委員長には宮田豁也幹事が、それぞれ選任された。

通常総会で承認された「昭和四十九年度事業計画」は、自由経済の危機を前にして、きわめて意欲に満ちたも

第十三章 「新しい自由経済」の探求

のであった。

それはまず「四十九年度の認識」において、「今日、わが国経済社会は、まさに歴史的ともいうべき重大な試練の時に直面している」と冒頭した後、内外経済の難局の様相に触れ、それを受けて次のように謳った。

「こうした内外の諸情勢から、わが国としても総合的視点に立ち、これに即応する態勢を確立することが急務となっている。しかるに、現状は短期的かつ個別的施策に追われ、事態はますます深刻化する恐れがあり、自由企業体制にとって、まさに重大な危機といわねばならない。

かかる認識に立って、本会は時代に即応した自由企業制のあるべき姿を見出すことを軸とした四十九年度事業計画を立て、具体化に努める」

次に「事業計画の基本方針」を掲げた。

- 一、秩序ある自由企業制度の基本理念を確立し、それに基づき高次の創造性と社会性発揮の経営を展開する。
- 一、激動下の社会動向の確・敏速な把握の上立って、率直な主張を行なう。
- 一、流動する世界の政治と経済の方向を見極め、主体的かつ機動的に、新しい国際経済秩序形成に積極参加する。

一、以上の事業遂行の基盤として、本会の創立精神の一層の発揮と同志的結合強化の活動を充実する。

「主要事業」は次の通りである。

一、研究・調査

(一) 秩序ある自由経済システム、とくに政府と企業の間をめぐる法律・制度・機構の研究

(二) 内外の条件変化に対応する産業の競争秩序をめぐる研究

(三) 社会と企業との関係、とくに企業行動の社会的影響を自ら評価するいわゆる社会監査、ビジネス・アセスメント態勢の確立の研究

(四) 激動に対処しうる社会連帯性醸成のための人格形成の研究

(五) 農業問題、とくに今後の食糧需給の見通しと総合的な食糧政策の研究

(六) 企業の国際化に対応するため海外諸国の政策決定過程についての研究

(七) 東南アジアの調和的發展に参加するための研究、とくにASEAN諸国経営者との相互理解の推進

(八) 資源問題などに関する国際共同研究への参加

一、相互啓発・情報交換

(一) 会員のより積極的な参加を目指す組織の運営

(二) 次代を担う経営者のための情報交換組織の確立

二、社会集団とのコミュニケーション

社会的要請の把握ならびに企業経営の理念と政策に関するコミュニケーション強化のための社会諸集団との対話の積極化

昭和四十九年度・経済同友会のなすべきことは、流動する内外情勢を慎重に見極めつつ、基本的には、危局に直面する「自由企業体制」の根底を掘り下げ、時代に即応する新しい發展の方向を探索しようという、真摯にして意欲的な研究に取り組むことであつたのである。

三 「企業革進」への基本構図

——「新自由主義推進委員会」の中間報告——

「新自由主義推進委員会」（委員長・石川六郎幹事）は、既述のように、昭和四十八年七月の第一回会合以来、「新自由主義」の理念と方策の提示を目指して研究活動を行なってきたが、三カ月間の検討を経た同年十一月十五日、その第四回会合を開き、それまでの検討のまとめと、その後の研究進路を討議した。

「委員会」は、過去の検討によって到達した考え方を、次のように集約した。

まず、最初の発想は、こうであった。

「企業と社会との間に現在見受けられる、様々の溝や軋轢は、対症療法的な対策によっては解消し得ず、自由と統制、市場と計画のどれをどのように選択し、政府と企業の役割をどのように設定していくべきか、といった体制論的な検討を抜きにしては解消し得ない」

このような認識から、「委員会」は、「ネオ・リベラリズム」「社会システム論」「混合経済体制論」の三つの観点から、比較体制論的検討を展開した。

その結果、次の諸点について示唆を得、また、その後における研究の方向が導き出された。

一、戦後わが国経済秩序の特徴——戦後のわが国経済秩序は、産業育成政策に見られるように、管理経済的色彩の強い経済体制であったといえる。そこにおける政府と企業との癒着は、それぞれの役割をあいまいに

し、自己責任を欠く結果となっている。

一、わが国経済社会の転換方向の問題点——こうした状況下で生じている最近の混乱への対応策には、次のような視点が欠落している。第一は、政府の計画・助成・指導に、どのような役割を持たせようとするのか、市場メカニズムの機能、企業自らのモラルにどれだけ期待がかけられるのか、といった体制論的な視点である。第二は、新たな資源節約型の安定成長の時代が到来しているという文明史的な認識である。第三は、国際的均衡促進の必要性といった視点からの産業調整の在り方である。

一、新しい経済秩序形成の課題——このような、最近の対応策論議で欠けている視点を取り入れ、新しい経済秩序の形成を構想するに当たり、その基本的認識としては、総体としての経済の枠組づくりを行なう政府の役割と市場メカニズムの活用を前提とする、新しい自由主義経済体制への志向が必要である。

こうした基本認識に基づいて、新しい経済秩序を形成するには、①公的保障体系の再検討、②市場メカニズムの有効化と競争秩序政策、③戦後の経済社会を支えたエトスとモラルの再検討、④社会的合意の形成機構の確立、⑤日本の経営の特質の再検討、⑥世界的経済秩序形成への日本の果たすべき役割——などが検討の課題となる。

このような検討の過程で、第四次中東戦争を契機とする「石油危機」が勃発し、政府による市場介入の気配が濃厚となった。そこで「委員会」は急いで第四回会合を開き、その後の検討方向を確認することとなったのである。

この会議で討議の結果、次のことが決められた。

三 「企業革進」への基本構図

第十三章 「新しい自由経済」の探求

○長期的・基本的観点からの検討に力点を置く。

○これまで示唆された前記の問題点をさらに掘り下げるため、専門委員会を設ける。

○検討に際し理論と実践との結びつきを持たせるため、適当なアドバイザーを委嘱する。

この方針に基づいて、「委員会」は四十九年一月、専門委員会を設け、(1)わが国の戦後社会がいかなる政治・経済・社会システムであったのか、(2)その根底にいかなるエトスが存在していたのか——について検討し、それと今日的要請との接点を見出すことに努めることとした。また、そのために有識者を招き、精力的にヒアリングを行なうこととなったのである。そのための講師としては、土屋喬雄東京大学名誉教授、宮崎義一横浜国立大学教授、経済評論家高橋亀吉氏などが、招かれた。

「委員会」は八月十六日の幹事会に、『転機に立つ自由経済と企業のあり方』と題する「中間報告」案を提出した。

石川委員長は、研究経過をこう述べた。

「新自由主義推進委員会では、四十八年八月以来、企業と社会との溝や摩擦を解消し、その調和を図るための新しい理念の確立と、そのための企業の主体的対処の在り方について検討を重ねてきた。

委員会は、この間十一回にわたって会合を開き、問題点を洗い直し、対応の基本的方策について討議するとともに、これを踏まえて専門委員会でも十数回にわたるヒアリング・討議を行ない、問題点の具体的な詰めを重ねた」

また研究過程の苦心について、このように述べた。

「委員会の使命が、『新しい自由主義の理念と方策の提示ならびに実践』という、非常に広範で基本的かつ具體的な問題を取り扱う性格上、掘り下げれば掘り下げる程、新たな難問が浮かびあがり、また多様な立場からの解釈も成り立つため、そのすべてを満足させるような明確な論理をつくりあげることが、極めて困難であった。

しかしながら、昨今の経済社会における激しい変化の胎動に鑑みて、『同友会としても、早急に方向づけをする必要がある』との観点から、『多少荒削りでもよいから、なるべく早期に提出して、叩き台として意見を聞いてはどうか』との代表幹事・総務理事会の意向もあったので、中間報告案を提出したわけである」

この「中間報告」案をめぐって、真剣な討議が展開された。

「委員会」は、この八月の幹事会における討議内容に基づいて、大幅な書き換えを数回にわたって行ない、修正案をつくった。それは、さらに九月十八日の正副代表幹事会議と二十日の総務理事会にそれぞれ諮られ、修正が加えられた。

そして九月二十日、総務理事会の後に開かれた幹事会で、『新しい自由経済と企業の革進』と題する「中間報告」が採択され、即日発表されたのである。

石川委員長は、「中間報告書」の性格として、次の諸点を指摘した。

一、この「報告書」はあくまで中間報告であり、当面する自由経済の諸問題を踏まえて、これからの新しい自由経済の在り方についての基本的な認識と対応の方向を打ち出したものである。

三 「企業革進」への基本構図

一、「中間報告書」は、決して、これまでの自由主義体制を根本的に否定し、全く新しい体制を構築しようとしたものではない。従来の自由主義体制の良い面（ダイナミズム、創造性・革新性など）を伸ばし、不都合な面を取り除くことによって、自由主義体制の新たな蘇生の在り方を構想したものである。

一、この案で提起した実践策は、今後、当委員会を初め同友会全体で検討し、具体的な実践方策を見出すべきものと考ええる。

「中間報告」は『新しい自由経済と企業の革進』と題されている。「革進」は、普通の用語例では余り接しない言葉である。試みに『広辞苑・第二版』によると、「旧態を改革して新しい方に進むこと」となっている。したがって「企業の革進」は、「企業」ないし「経営」の旧態を改革して、新しい方向に進む、ということになる。「革新」と言わずに、あえて「革進」を採ったのは、「革新」の語感にまつわる政治的感触を避けたという消極的配慮からではなく、「新しい方に進む」の意味をも含む「革進」の語に、より多くのダイナミズムを感じたからだと見てよからう。

「報告」は、「自由経済社会が世界的に共通して直面している危機的諸現象の根本に眼を向けるとともに、わが国固有の時代的な課題をも直視して、われわれが取り組まねばならない真の問題点は何か、そして問題解決のために、発想の転換とその展開を求められている分野はどこか——を明らかにしようとした」ものである。

それはまず「市民社会と自由企業」について、「市民的自由と自由企業制度」の西欧社会における成立の必然性と妥当性から説き起こし、それが今や、その本来的な発展の姿においては、歴史的制約の中で「試練」に立っていることに着目する。それは、新しい秩序形成によって解決されるべき多くの基本的課題を抱えているのである。

「報告」は、ひるがえって「わが国社会とその特質」を取りあげ、特殊の発展過程を経てきたわが国の自由経済も、現局面において、世界共通の矛盾・制約のもとにあることを指摘した。

「報告」は次に、「自由経済と企業の再構築」の項を起こし、危機に直面する自由経済・自由企業の根本的な再検討を強調する。ここでは、世界共通の課題を持つものとしての日本経済を顧みて説かれている。即ち、このように力説された。

「われわれ経営者としては、これまでわが国経済社会の発展のために果たしてきた役割に深い自負を持つと同時に、今日の事態を率直に受け止め、より深い時代認識のもとに、自由社会と自由企業制度の本質に立ち返って深く自省し、わが国の歴史的独自性と世界経済の立場からの判断を含めて、自由経済・自由企業の在り方と、その運営についての根本的再検討が必要である。

かかる再検討を通じて合意が得られた方策をもとに、われわれは自由主義体制——個人の尊重と公共の福祉を基盤に、思想・表現・選択の自由等が守られ、その中で社会的主体性を持った企業が、国民生活の安定を図り、社会の進歩に大きく貢献しうる体制——を、広く社会各層・各集団の協力を得て、維持・発展させていこうとするものである」

「報告」はさらに、「自由経済における企業と政府の責任」について考える。そして、自由経済の基盤である「市場原理」が、もはやその本来的機能の放恣な発揮の姿においては、社会的に容認されず、「公共原理」の導入が肯定されねばならぬ時期にあることを、指摘した。この場合「政府の責任」は、次のように理解される。

「現代社会にあつては、市場原理にのみ頼つては必ずしも社会の要請に応じ得られない外部経済・不経済の問

第十三章 「新しい自由経済」の探求

題をいかに解決していくかの別個のルールが必要とされ、また公共財・公共サービス等の供給、さらには今日の社会が強く要請する分配の公正の達成等についての新しい解決能力を持つ社会的制度が求められている。したがって、現代的には、市場独占に伴う資源配分のゆがみや消費者のこうむる不利益を救うため、競争条件を回復し維持せしめる一方、自らの能力・責任に帰せられない社会的弱者の発生を未然に防止し、所得の再分配を図るとともに、市場原理によらない公共原理による社会的な均衡と調和を目指した秩序形成が、緊要な社会的要請となつてきており、その推進は政府の重要な政策課題となつている」

そして、「市場原理」を顧みて、このように言い切った。

「したがって、いまやかかる秩序・ルールを伴わない市場原理はあり得ず、むしろ市場原理の積極面——自由な個人の能力の最大限発揮——を守るために、いかに公共原理による秩序・ルールを設定していくかが、大きな問題になつてゐるといへよう」

しかし、「経営者」は、政府権力の市場介入を歓迎してゐるわけではない。即ち、こういう。

「こうした時代的な背景を受けて、経済活動への政府の介入は強まらざるを得ないが、過度な政府介入は、それだけ統制的な色彩を濃くし、自由経済社会の持つ創造的な活力を無用に阻害して、官僚的社會の弊害を生み出しやすいといえる。時代に即した適正な市場原理と公共原理の領域の調和が図られた社會を実現していくためには、まさに経営者の社會性に目覚めた自覺的な意識と行動の果たす役割が極めて大きいといわなければならない」

結局、「政府と企業」の役割の分化は、このようになる。

「自由なる企業といえども、その行動の中には、自ら公共原理の必要性と重大性を認識した自律的節度が求められており、それがいわゆる現代における企業の社会的主体性の自覚にほかならない。また政府は、常に公共原理が十分に働きる社会を実現するため、必要な社会的情報を提供して、適切な誘導を進めるとともに、自らの主体的責任において、社会秩序の維持・発展のため、必要な法律・制度の整備・実施ならびに政策運営を展開することが肝要である」

つまり自由経済社会は、「市場原理と公共原理を車の両輪として、両者が相互に補完し合って、発展的な社会秩序を形成」していかなければならないことが、強調されているのである。

「報告」は、このような基本的考え方を前提として、「新しい自由経済と企業理念と方策」の題のもとに、より現実的な課題について、周到な考察を行なうとともに、政府あるいは企業に対して、適切な示唆を与えた。

まず「市場機構の有効化とその補完」において、「独占禁止法の整備」「行政指導の基準の明確化」「金融メカニズムの再検討」および「社会的拮抗関係の整備」が取りあげられた。その中で、とくに注目すべきことは、「行政指導」についての「経営者」の考え方が、日常体験を踏まえて、きわめて現実的な感触とともに打ち出されたことである。即ち、次の諸点が指摘されている。

一、行政指導は、独禁法と経済の実態との乖離を埋めたり、経済全体のマクロ的な調整を行なうなどの役割を果たし、これまでの高度成長期を通じて、大きな役割を演じてきた。しかし、これが企業と行政との間の安易な依存関係を生み、とくに企業の自己責任の遂行を妨げてきた面があることも認められねばならない。

二、自由競争の建前からいえば、政府が個別企業に対して、価格・生産・投資など、経営の自主的判断に委ね

るべき事柄について、どのような形にしる、安易な介入を行なうことは望ましくない。したがって、政府が行政指導を行なう場合は、行政当局が、行政指導の目的・範囲・基準・プロセスを明確に公表すると同時に、主管官庁間の協議ならびに有識者を含めた官民の協議により、見解の相違が調整されなければならぬ。

一、しかしながら今後、資源・環境・土地等の制約が強まり、その配分を市場メカニズムにのみ任すことには限界のある分野、また長期的な産業構造転換政策にかかわる分野については、独禁法を離れた独自の機動的な法整備がなされ、あるいは国民経済的見地に立った適切な行政指導がなされることは、必要である。しかし、その場合でも、政府の直接的な行政介入に基づく産業政策がとられることは好ましくなく、あくまでも市場メカニズムを十分働かせ、企業の自己責任原則に基づいた自由競争を行なうという、企業努力を中心に据えて置かなければならない。

一、したがって、わが国産業構造の転換において、企業の戦略的な経営意思決定から策定される個別の需給計画や設備投資計画、海外投資・立地計画等を、政府が行政指導の名のもとに、所管官庁に届け出ることを義務づけたら、その変更を勧告等で強制したりするならば、わが国自由主義経済体制は、経済の統制・管理の大幅な浸透という形で、崩壊への歩みを続けることにならう。

また「市場機構の補完」への一環として、「新しい価格体系の確立」の必要性を積極的に肯定して、次のように指摘した。

一、今日のわが国市場機構は、外部不経済の発生等、これまで内部化されていなかった領域や、公共財の供給

の不足、資源の制約等に見られるように、その機能が及ばない領域が増大してきている。そうした社会的な新しい変化に対し、市場機構の適応に限界が見られるようになり、経済社会としての調和的な発展ならびに秩序形成の上で混乱が生じている。

一、これを解決するためには、公害問題などによる社会的費用の内部化の一層の推進、社会の福祉向上の要請に対処する新しい公共料金決定のあり方、資源価格の上昇に伴う相対価格の変化——などが組み込まれた新価格体系の形成により、新しい時代即応の市場機構としての本来の機能を回復せしめることが必要である。それには、公害防止のルール、新公共料金体系の設定など、政府が先行して果たすべき役割と責任は極めて大きいものがあり、政府の主たる任務である公共の原理による公共財供給の強化を合わせて図ることにより、新しい自由主義経済の発展的基盤を確立していかねばならない。

一、とくに公害防止のルールについては、生産活動に伴う社会共通資本である大気・水等の汚染を防止するために、また国際競争における公正さを達成するためにも、企業は外部不経済の内部化のルール、即ち汚染者負担原則を採り、また、環境破壊を起ささないような「テクノロジー・アセスメント」の推進に努めることが必要である。この「テクノロジー・アセスメント」については、公正なチェックの実施が不可欠である。

「理念と方策」において、「報告」は次に「社会的な公正の確立」を掲げ、「公的保障体系の確立」「インフレ防止対策への社会的参加」と「利潤についての合意の形成」に注意を喚起した。とくに、「利潤」に対する適正な考え方を率直に示したことは、重要である。このように述べられている。

「企業は本来、利潤の追求を目的として経済的機能を担う私的存在であり、収益の安定と向上を基本的な存立

第十三章 「新しい自由経済」の探求

条件とするものである。近年、企業の利潤追求行為そのものが、悪として批判されかねない風潮にあるが、利潤は未来のために再投資されるためのものであり、今後も最良の経済的推進力であり続けよう。

それが批判されるのは、公正競争の基準をはずれ、反社会的行動に走ることが原因である。さらに、資源の有効利用、創造性・革新性を含めた公共性基準等が望まれるが、これらの基準を満たした利潤に対してまで、安易に感情的な規制が行なわれるとしたら、自由経済の持つ掛替えないダイナミズムが失われ、本来社会進歩の原動力の一つである企業経営者の意欲は衰退するに至るだろう。

そこで、このダイナミズムを失わず、かつ社会的公正さを損なわない利潤の在り方について、各種社会集団の期待と利害関係の調整を図り、社会的な合意を形成する努力が必要である。その場合、他企業との自由競争に支障を来さない範囲における一定のルールに基づいて、企業情報の主体的開示を行なうことが、合意形成を促進する前提の一つとなろう」

「理念と方策」では、「経営における社会性・人間性の回復」が論じられた。この中で「株式会社における諸機能の整備」が論じられたが、「経営参加」については、次のような積極的見解を示した。

「株主総会・監査役の機能の強化と併行して、取締役会の在り方も、わが国独特の社会的・歴史的背景を踏まえつつ、米国・西独その他の例を参照して再検討することも意義があろう。

その際、西独に見られる経営参加とは異なり、わが国独自の企業別組合のよい面を生かし、従業員による経営への一体化を可能とする日本の経営参加の在り方の積極的検討も、意味があると思われる」

「報告」は、「理念と方策」の最後のテーマとして、「政治・行政における指導性と調整能力の向上」を取り

あげた。その中で、「政党の近代化」問題について、次のような鋭い指摘を行なった。

「政権担当政党である自由民主党は、財政的にも人材的にも広く国民からの支援・支持を受けられる国民政党・政策政党としての調整能力を持つものへと、その体質を転換することが不可欠である。自民党は、その財源の多くを企業に頼っているが、これは政党による個人党员拡大の努力を妨げたり、政治資金の不明朗性を生むというように、政党自らの近代化を妨げがちである」

四 「低成長」時代への対応

——「五〇年代経済」と企業——

経済同友会は昭和四十九年十一月十五日の幹事会で、「内外経済情勢と政策運営」を中心に討議を行なった。

ここで松澤卓二政策審議会委員長は、政府の総需要抑制政策の効果としての在庫調整の進展、その他景気後退の諸指標を示したのち、「政策運営の基本方向」につき、次のように問題を提起した。

「政府は総需要抑制政策の堅持という方向を固めており、政策効果が実り始めています。しかし、コストが価格に転嫁される恐れが強い段階で緩和に転ずると、来るべき春闘を契機に、賃金・物価の悪循環が定着すると判断している。

しかし、引締め基調を崩さない範囲で、実態に合わせて摩擦回避の方策をとる算が大きい。その際、たとえば国民の住宅に対する強い需要を充足させるため、住宅ローンの増枠を考えることも、一つの政策手段であ

四 「低成長」時代への対応

ろう。今後は、何らかの形で弾力的な配慮を加え、経済の軌道を修正する政策運営が大切である」

討議の過程でも、「基調としては総需要抑制策を堅持しながら、個々の分野については、キメ細かな配慮を加えていかねばならない」といった意見が多く出た。

十二月九日、田中内閣に代わって誕生した三木武夫内閣は「安定成長」路線を打ち出した。内閣は当面の経済問題を検討する場として、「経済対策閣僚会議」を設け、福田赳夫副総理がこれを取りしきることとなった。

「閣僚会議」は十二月十七日に初会合を開き、中期的な経済運営方針などを協議した。その結果、今後の世界経済は相当期間「波乱含みの低成長時代」になるとの見通しのもとに、わが国経済も「静かで控え目な成長」を目標として運営することに方針を設定した。政策の眼目は、インフレ抑制と物価安定に置かれた。

これより先、十二月十三日に発表された経済企画庁の「昭和四十九年度経済見通し」改定試算によると、実質経済成長率はマイナス一・二%で、一月の当初見通し二・五%から一転して「マイナス成長」となった日本経済の「低成長時代」は、ここに社会的事実として定着したわけである。

一方、景気の局面は、年末にかけての倒産の増加、雇用不安の拡大など、不況に伴う深刻な摩擦現象が目立っていた。まさにインフレのもとでの景気後退で、「スタグフレーション」と呼ばれ、経済界としては戦後初めての経験であった。政府・日銀にあっても、インフレ対策を強めれば不況が深化するし、不況回避のために緩和策を打ち出せばインフレが激化するというわけで、政策の選択が困難になったのである。

「政策審議会」（委員長・松澤卓二幹事）は、十一月十五日の幹事会における前記の討議の内容を踏まえて、「昭和五十年・年頭見解」原案作成のための検討を行なった。会議は前後五回にわたって開かれたが、その過程において展開された討議の主流は、次のようなものであった。

一、五〇年代経済の見通しは、「相当きびしい状況になるだろう」という見方において一致した。たとえば、「五〇年度の実質GNP伸び率は二〜三%、中期的に見ても5%前後がせいぜい」との見方が大勢を占めた。

一、「節約」について、「国民生活の全面で必要であるが、石油危機以来最も節約を実行しているのは一般国民であり、対応が遅れているのは、政府や企業である」との強い意見があった。

一、今後の政策展開では、「不況が相当深刻な状態になっているため、金融政策の弾力化を準備すべきであるが、その際、財政支出は抑制することが肝要である」との指摘があった。一方、「春闘を控え、依然、物価対策を基本にすべきである」との強い主張が出された。

明けて昭和五十年一月十七日の幹事会で、「政策審議会」は、『試練に立つ五〇年代経済と企業の対応』と題する「年頭見解」案を提出、採択された。提案に当たって松澤委員長は、「原案作成の問題意識」について、次の諸点を挙げた。

一、昭和五〇年代を長期的に展望して考えると、四〇年代までの高度経済成長を支えてきた内外の諸条件が大きく変化していく「歴史的転換期」ともいえるべき時期にある。

一、そのため、従来の量的側面を重視した考え方から質的側面を重視した考え方への転換、つまり経済同友会が「安定成長論」として年来主張してきた経済・企業の質的發展を、今こそ志向しなければならぬ。

四 「低成長」時代への対応

第十三章 「新しい自由経済」の探求

一、企業経営者としては、こうした時代認識を前提に、あらゆる問題に主体的に取り組み、対処策を積極的に講ずることが、自由企業体制を守っていく上で基本的に必要となる。

一、五〇年代の厳しい環境の下で、新しい経済社会を建設していくに当たり最も大切なことは、現在、経済社会の各分野において相剋する諸々の要因や理念の間に、調和を確立することである。

一、今後の「低成長」の中で、種々の課題を解決していくには、企業は勿論、政府・国民も、それぞれの分野で苦しみを応分に負担し、全国民が協力・努力することが必要である。

「見解」は冒頭で、このように述べた。

「一昨年春以降の石油価格高騰は、エネルギーの面から世界的な成長の大幅な減速を強要することとなり、今日、すでに多くの国々が、まれに見る激しい不況に呻吟している。われわれは、これまでの日本経済の繁栄を可能ならしめた基盤が大きく浸蝕され、高度成長の復活を期待し得ないのは勿論、国民生活の緊縮も必要であることを、まず確認しなければならない。

海外主要国と同様、わが国は目下、混乱と不安の中に漂っている。われわれが今なすべきことは、五〇年代の厳しい条件変化の本質を冷静に見極めて、新しい進路を見出し、前進の第一歩を踏み下ろすことである」これは、いわば経済同友会による「低成長宣言」ともいうべきものである。

「見解」はまず「試練の五〇年代経済」について、「歴史的転換」に直面する「経営者」は、「いまこそ意識を革新し、経済構造・企業体質の質的変革を推進しなければならない」との観点から、次の諸点を指摘した。

(一) 多極化する世界経済

石油問題の発生は、世界経済の多極化の傾向に一層の拍車をかけることになった。即ち、発言力を強めた資源保有途上国、複雑な利害関係に立つ先進国グループ、ますます前途多難な資源非保有途上国における、それぞれの主張の対立が予想されるとともに、とくに資源・食糧をめぐる、経済現象の政治化という問題が顕在化する可能性が大きく、世界経済は激動を免れないであろう。成行きによっては、ブロック経済化やGATT体制崩壊の危険性すら表面化する恐れなしとしない。

今後の外的環境は、わが国の高度成長経済が前提とした世界経済の構造とは、基本的に異なるものであり、貿易立国を旨とするわが国にとって、極めて対処し難い性格のものとなろう。

(二) 高度成長の終焉

外的条件の大きな変貌に加えて、内的には、石油をはじめ資源・エネルギー面での重大な制約の発生、環境問題・産業立地の不足などからくる供給面のボトル・ネックが顕著になるであろう。また、こうした供給面の制約に基づく輸出余力の減退に、生産性上昇を上回る賃金上昇などコスト・インフレによる国際競争力の低下が加われば、わが国の国際収支も極めて難しい局面を迎えざるを得ない。

これらの理由から経済成長率は大幅な鈍化を免れないのであって、高度成長を前提とした従来の経済運営・経営の在り方は、根本から修正されなければならない。

(三) 社会的緊張の増大

今後の低成長下においては、高度成長下において解決済みと考えられた諸問題が再び台頭する可能性があ

四 「低成長」時代への対応

るばかりか、所得や経済諸資源の配分面において、重大な対立が生ずる恐れがある。価値観の多様化は必然の成行きであるだけに、わが国経済社会が進むべき方向についての広範な合意を基盤として、社会各層の良識ある行動と公正妥当な政策運営とが確保されない限り、多様化する価値観はむき出しの自我の衝突に転化して、社会的混乱をひき起こす懸念が極めて大きい。

「見解」は、「五〇年代経済」の基本的性格をこのように認識したのち、「調和のとれた経済社会建設の条件」として、次の諸課題を掲げた。

(一) 資源節約と世界経済の秩序維持のための国際協調

世界的次元の立場で、わが国は資源節約体制に積極的に参加し、企業の海外活動に際しては現地国の事情を十分配慮の上、その社会的発展に貢献することが必要である。

このための条件整備として、企業は、資源・エネルギーの有効利用、省資源・省エネルギー技術の開発、廃棄物再利用を通じて、産業構造の転換に取り組む努力が是非とも必要である。政府は、具体的目標を定めた国民運動を展開すべきであり、国民も敢しい事態への認識を新たにし、消費生活の全面にわたって見直しを図るほか、こうした国民運動に積極参加することが肝要である。

(二) 自由経済体制下の社会と企業の調和

社会発展の原動力である企業活動が本来の姿を具現しうるような市場機構の枠組みを、つねに改善・強化していくことが肝要であって、企業も前向きに取り組むべきことはいうまでもない。市場機構の作用する条件を見直し、整備するため、次の諸点に留意すべきである。

(1) 環境基準の強化は必然的に進行すると思われるが、信頼できる科学的根拠がある限り、これに積極的に協力し、対策を確立することが肝要である。

(2) 独禁法は市場機構を有効に働かせるための重要な枠組みの一つであり、自由企業の長所を生かすためにも、再検討することは意義がある。とくに、著しい競争制限的行為については、その面の改正が必要であろう。同時に、市場構造に係わる問題については、低成長下での国際競争力の確保や、五〇年代の予測し難い大きな変化にも対応できる経済体質の培養の観点から、十分に慎重な検討が行なわれるべきである。

(3) 市場機構の在り方は、金融面においても考慮すべき余地が多い。プライス・メカニズムの重視、資本市場の整備、企業財務内容の向上などの問題に早急に取り組み、企業体質の改善を図るべきである。

(三) 国民福祉充実のための姿勢

今後われわれが指向すべき福祉とは、身体障害者・高齢者など自立不能な社会的弱者への十分な配慮を最優先にする一方、公害防止・住宅・下水道など、国民生活の健全性を守る環境づくりに重点を置いたものでなければならぬ。企業が福祉充実のためになすべきことは、環境や国民の安全・健康に徹底的な配慮を惜しまないことである。環境アセスメントの重視、自然の保護、有害製品の追放など、企業の利害を離れて努力すべきである。

福祉充実を図るに当たって、政府・地方自治体の果たす役割が大きいが、政策運営に関しては十分な配慮が必要で、福祉の拡大解釈から社会資本の拡充を急ぐあまり、財政支出の急激かつ総花的な増加を招き、これがインフレの大きな一因となるという過誤を繰り返すべきではない。また国民としても、高福祉実現のた

四 「低成長」時代への対応

めには、国民負担は増加せざるを得ないことを、改めて銘記すべきである。

(四) 低成長に応じた企業と行政の在り方

今後予想される低成長下において、健全な企業活動を営み、国民の福祉充実に寄与するためには、企業としては、従来のような大量生産・大量消費・大量廃棄といった一連の図式に立った経営姿勢を改め、きびしい合理化努力と事業転換を通じて体質の強化を図ることが肝要である。そのためには、まず経営の全般にわたって鋭く見直すことが不可欠である。たとえば、高度成長期にはともすればシェア拡大を目指し、借入れに頼った設備投資を通じての過当競争が見られたが、これからはプライス・メカニズムの枠の中で、自己責任原則に徹した投資を行なうよう留意せねばならない。

「見解」は最後に、「当面の課題」として、(1)弾力的な金融政策の展開、(2)労使間の協力、(3)住宅政策の前進——の三点を掲げた。

「年頭見解」が発表される一週間前の一月十日、三木首相は総理官邸に、経済同友会・日経連・日商の経済三団体首脳を招き懇談した。同友会側代表は席上、次のような発言をした。

○木川田一隆代表幹事——インフレと景気後退の阻止という非常にむずかしい課題を抱え、日本経済は史上かつてない重要な段階にある。これに対処するには、単に政府あるいは経済界だけでなく、労働組合や社会各層ともに、それぞれ役割を分担して、この難局を乗り切り切らねばならないと思う。したがって総理は、国会のみならず、あらゆる機会を利用して、各界と頻繁に接触し、生の声を聞かれるように期待したい。

○長谷川周重副代表幹事——企業は行政指導と独禁法の挾撃を受けて、経済活動を行なう上で非常に困難を感じている。これを念頭において、独禁法改正に取り組んでほしい。

○菊地庄次郎副代表幹事——総需要抑制策の浸透によって、企業は厳しい局面に立たされているが、われわれは何とかして、この事態を克服しようと努力している。これに反して、政府は「当然増」を理由に、従来、財政の硬直化に対し根本的にメスを入れたことがない。この時期に英断をもって実行することが必要である。

四 「低成長」時代への対応